

群馬大学大学院社会情報学研究科聴講生規程

平成16. 4. 1 制定

平成17. 4. 1 改正

平成26. 4. 1 改正

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科(以下「本研究科」という。)における聴講生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則(以下「学則」という。)及び群馬大学大学院社会情報学研究科規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学の資格)

第3条 聴講生として入学できる者は、学則第26条各号のいずれかに該当する者又は本研究科において適当と認められた者とする。

(入学志願)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、次の各号の書類に検定料を添えて、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 最終出身学校の卒業証明書

(4) 写真(規格等は、別に定める。)

(5) その他必要と認められる書類

2 聴講生の出願期間は、別に定める。

(入学許可)

第5条 聴講生の入学は、当該授業科目の授業及び研究に支障がない場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

2 入学の許可は、所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

(在学期間)

第6条 聴講生の在学期間は、6月又は1年とする。ただし、事情によっては、学長の許可を得て、6月又は1年に限り、その在学期間を延長することができる。

2 前項ただし書により、在学期間を延長しようとする場合には、在学期間延長願を研究科長を経て、学長に提出し、許可をえなければならない。

(聴講単位)

第7条 聴講生は、一の学期に4単位まで授業を聴講することができる。

(試験)

第8条 聴講生に対しては、試験を行わない。

(実験・実習経費等)

第9条 聴講生は、指導教員の許可を得て、実験及び実習に出席することができる。

2 実験及び実習に要する費用は、聴講生の負担とする。

(退学)

第10条 聴講生が在学期間中に退学しようとするときは、研究科長を経て、学長に願い出

てその許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第11条 聴講生として不相当と認められたときは、研究科教授会の議を経て、学長が聴講の許可を取り消すものとする。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、本研究科の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。